

A2 持分の定めのない社団医療法人には出資持分はありませんので、出資持分返還請求権もありません。現実的には理事長交代による理事長退職金や非常勤理事として給与支給を受けることになるでしょう。

(1) 理事長の辞任による交代で完結する

持分の定めのない社団医療法人としては以下の法人があります。

- ・ 特定医療法人
- ・ 社会医療法人
- ・ 特別医療法人
- ・ 基金拠出型医療法人
- ・ 一般の持分の定めのない社団医療法人

持分の定めのない社団医療法人の譲渡は、出資持分がありませんので、譲渡側の理事長及び理事等が辞任し、譲り受け側の新しい理事長及び理事等が就任することで成立します。

当然、出資持分の譲渡の概念がありませんので、出資持分の対価を受け取ることもできません。

(2) 理事長退職金の支給

理事長の辞任に対して適正な役員退職金を支給することは問題ありません。在任期間が長い場合は相当な退職金になることはあります。役員退職金は過去の業績に対して、医療法人が役員退職金規程に基づいて支給することができるものですから、これを譲渡代金に変えるという考え方はありません。

しかし、現実的に医療法人の継続を考えると高額な退職金を支払うだけの資金的余裕が医療法人にない場合もあり、その場合には医療法人を譲り受ける側が役員退職金の支給のために追加出資するケースもあり得ます。

(3) 退職金を補うため給与支給

十分な退職金を支給する原資がなかったために、その補填の意味合いで給与を支給することも考えられますが、給与は実際に勤務して支給されるものであり、勤務の実態がないと税務上は医療法人の所得の計算上損金算入できません。

(4) 非常勤理事または勤務医として勤務する場合

理事長を退任後、実際に非常勤理事または勤務医として勤務するということはありません。その場合、その対価として適正な給与の支給を受けることは問題ありません。